大和郡山市庁舎自家用電気工作物保案管理業務　入札説明書

1. 業務名	大和郡山市庁舎自家用電気工作物保案管理業務
2. 業務場所	大和郡山市北郡山町248-4
3. 業務期間	着手:　平成26年6月1日 完了:　平成26年5月31日 までの36ヵ月(3年)とする
4. 仕様内容	別紙仕様書のとおり
5. 入札日時	平成26年4月18日(金)　　15:45 (時間厳守　定刻になれば施錠しますので、遅刻されますと入札参加できません)
6. 入札場所	市庁舎　4階　401会議室
7. 入札書提示額	入札書記載額は、委託期間(36ヵ月)内における委託料総額を36月で除した額(1ヶ月分の委託料)に消費税相当額を除いた額を記載すること。 入札金額に消費税相当額を加算した金額を契約金額とする。
8.長期継続契約に関する事項	当入札による委託契約は地方自治法第234条の3及び同法施行令第167条の17及び大和郡山市長期継続契約を締結することができる契約に関する規則第2条第2項により長期継続契約とします。 よって契約の締結日の属する年度の翌年度以降に大和郡山市の歳入歳出予算において、委託料が減額または削除されたときは、契約の変更または解除できるものとし、当該解除にかかる損害賠償を大和郡山市に対してできないものとします。
9.入札説明書を交付する場所及び問い合わせ先	大和郡山市役所　総務課　管財係　電話0743-53-1508 入札説明書等はHP上でダウンロードすること。
10.質疑事項	当該仕様に対する質疑は、下記の期日までに電子メールでのみ受け付けます。 なお、質疑の回答については大和郡山市の審査の結果、当入札への参加資格を得た方へのみ行います。 質問締切日時　　平成26年4月10日(木)　　17:00 質疑先　　9に同じ 受付メールアドレス　　yk-kanzai@kcn.jp 回答予定日　　平成26年4月15日(火)　　17:00 回答場所　　下記URLにてHPで回答する。ただし、質問無しの場合は回答しない http://www.city.yamatokoriyama.nara.jp/govt/nyuusatu/info/003082.html

10. 入札参加資格	入札参加者は、次のすべての要件を満たしていること。 （1）電気事業法施行規則第52条の2第2号に定める電気保安法人であり、電気事業施行規則第53条第2項第2 号に定める保安業務担当者を定めることができる者であること。 （2）官公庁（国・都道府県・市町村）における電気保安業務で、平成24 年度・平成25年度の契約件数が5 件以上あり、そのすべてを完全履行していること。（別添様式にて実績表提出） （3）事故発生時、緊急対応が必要な場合に対応可能な体制が整備されていること。 （4）国税の滞納のない者であること。（加えて市内に本店支店を有する事業者にあっては当市の市民税の滞納のない者であること。）国税及び当市の市税を滞納していない者であること。 （5）地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。 （6）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者（会社更生法にあっては更正手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。 （7）下記の暴力団等排除措置要件に該当していない者。 ①代表役員等若しくは一般役員等が，暴力団の関係者であると認められる，又は暴力団関係者が資格者の経営に実質的に関与していると認められる。 ②代表役員等又は一般役員等が，自社，自己若しくは第三者の不正の利益を図り，又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められる。 ③代表役員等又は一般役員等が，暴力団，暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人，組合等に資金その他の財産上の利益を提供しており，又はこれらに便宜を供与するなどして積極的に暴力団の維持運営に協力若しくは関与していると認められる。 ④代表役員等又は一般役員等が，暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。 ⑤代表役員等又は一般役員等が，暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ，若しくは④に該当することとなる法人，組合等であることを知りながら，これを利用するなどしていると認められる。
11. 入札参加資格の確認方法	この入札に参加を希望する者は、10に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、条件付一般競争入札参加申請書（以下「申請書」という。）及び暴力団に関与のない旨等の誓約書兼承諾書（以下「誓約書兼承諾書」という。）、及び下記③から⑥に記載される書類を提出しなければならない。 ただし、大和郡山市の「物品購入・委託業務等業者登録」のある者は、下記の④から⑥の書類の提出を省略することができる。 なお、期限までに規定の書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この一般競争入札に参加することができない。 （1）提出書類 ① 一般競争入札参加申請書 ② 暴力団に関与のない旨等の誓約書兼承諾書 ③ 平成24年度・平成25年度の電気保安管理業務契約実績表 （国・都道府県・市町村との契約に限る。） ④ 法人登記の登記事項証明書（写し可） ⑤ 印鑑証明書（写し可） ⑥ 納税証明書(写し可) ※市内に本店支店を有する事業者は当市発行の納税証明書（前年度分）も提出すること。 （④～⑥は大和郡山市の物品購入・委託業務等業者登録済の場合不要） （2）提出期間 平成26年3月20日（木） から 平成26年4月4日（金） 17:00まで

11. 入札参加資格の確認方法つづき	（3）提出場所　　〒639-1198　大和郡山市北郡山町２４８番地４　大和郡山市役所　総務課 （4）提出方法　　持参又は郵送によること。なお郵送については消印有効 （5）入札参加資格の確認 申請書及び確認資料の提出のあった者（以下「申請者」という。）には、平成26年4月8日までに次に掲げる事項を記載した結果確認通知書を発送する。 ア　入札参加資格を有すると認めた者にあっては、入札参加資格がある旨 イ　入札参加資格を有しないと認めた者にあっては、入札参加資格がない旨及びその理由 ウ　入札参加資格の確認通知書において、入札保証金の納付が必要とされた者は、市の指定する日までに入札保証金を支払わなければ失格となり、入札に参加できない。 （6）その他 ア　申請書及び確認資料の作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とする。 イ　市長は、提出された申請書及び確認資料を入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。 ウ　提出された申請書及び確認資料は返却しない。
12.入札手続等	（1）入札保証金　　免除 （入札保証金免除規定） 大和郡山市契約規則（抄） 第6条　第4条第1項の規定による入札保証金は、次の各号に掲げる場合においてその全部又は一部を免除することができる。 (1)一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に、本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。 (2)令第167条の5に規定する資格を有する者で、過去2年間に本市又は他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。 （2）契約保証金　　要 大和郡山市契約規則第21条に規定する契約保証金（契約額に１２月を乗じた額の１０％以上）を支払わなければならない。 ※ただし、同規則第22条に該当する者はこれを免除とする。 （契約保証金免除規定） 大和郡山市契約規則（抄） 第22条　前条第1項の規定による契約保証金は、次に掲げる場合においてその全部又は一部を免除することができる。 (1)契約の相手方が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 （省略） (3)競争入札に参加する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に本市又は他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行しかつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。 （省略） （3）契約書作成の要否　　要

14.入札上の注意	① 別添の入札書を使用してください。 ② 代理人が入札する場合は、必ず別添の委任状を添付して必要事項を記載してください。委任状には代理人の印鑑押印が必要です。 ③ 代理人入札する場合は、入札書に入札者の代表者印は不要ですが、○○○○代理人□□□□と必ず記入し代理人印を押印してください。 ④ （入札の基本的事項） １　入札参加者は、地方自治法、大和郡山市契約規則、その他関係法令及び仕様書その他契約に必要な条件を承諾のうえ、入札してください。 （入札の参加及び辞退） ２　入札参加者は、指定した時刻及び場所に出席してください。入札時刻に遅れたり、欠席の場合は、失格とみなしますから時刻を厳守してください。入札を辞退する場合は、辞退届を入札執行時刻の６０分前までに総務課管財係に提出してください。 （公正な入札の確保） ３　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触する行為を行ってはなりません。 （入札の方法） ４　入札参加者は、入札書を作成し、表に件名等を表示した封筒に入れ、指定した場所に提出してください。ただし、代理人により入札するときは、委任状を提出してください。 （入札書記載価格） ５　入札書には、消費税抜きの金額を記入してください。なお、落札金額及をもって契約金額とします。 （入札書の金額の数字及び記載事項の訂正） ６　入札書に記入する数字は、アラビア数字を用い、数字の前には￥（円記号）を記入し　てください。なお、記載事項を訂正するときは、誤字に二重線を引き、上部に正書し、欄外にその旨を明記し、押印してください。ただし、金額の訂正は認められません。 （入札書の引換え等の禁止） ７　提出された入札書は、引換又は変更若しくは取消をすることはできません。 （入札の中止等） ８　次の各号の一つに該当する場合は、入札の執行を延期、停止し、または中止すること　があります。 (1)　入札の公正な執行を妨げた者または公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために協力した者があると認めたとき。 (2)　１回目の入札において、参加者が１名であるとき。 (3)　その他市長が必要と認めるとき。 （入札の無効） ９　次の各号の一つに該当する入札は、無効とします。 (1)　入札に参加する資格のない者のした入札 (2)　同一の入札について２以上の入札をした者の入札 (3)　同一の入札について２人以上の入札参加者の代理人となった者のした入札 (4)　同一の入札について他の入札参加者の代理人となった者のした入札 (5)　談合その他不正行為によって行われたと認められる入札 (6)　入札者の記名押印のない入札、若しくは金額その他の記載が脱落、若しくは不明瞭で確認できない入札または金額を訂正した入札 (7)　前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

14.入札上の注意つづき	④ （落札者の決定） 10　予定価格以内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。 （同価格の入札者が２人以上ある場合の落札者の決定） 11　落札者となるべき同価格の入札者が２人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を　決定します。この場合において、当該入札者はくじを辞退することはできません。 （入札回数） 12　再度入札を含め、４回までとします。（入札書も４枚以上準備ください。） （異議の申立） 13　入札者は、入札後、この心得その他の入札の内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。
	⑤ 入札書を提出する封筒の記載方法 入札書は下図のように封書に記載して封入し、割印を押印のうえ提出してください。 再度入札の際は、封筒を返却しますので再利用ください。 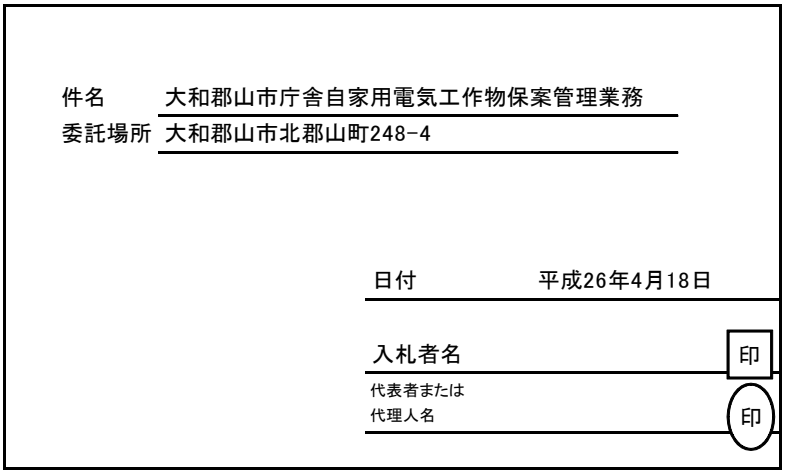 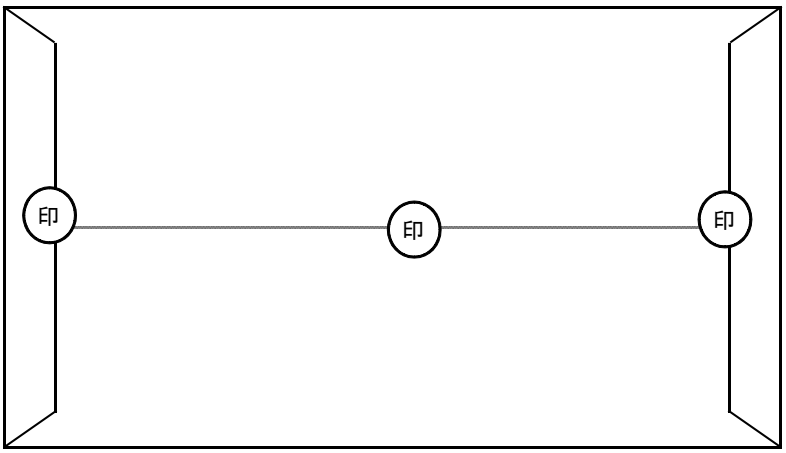

14.入札上の注意つづき	⑥ 入札書及び委任状の記載方法 別添の入札書及び委任状の様式をご利用ください。

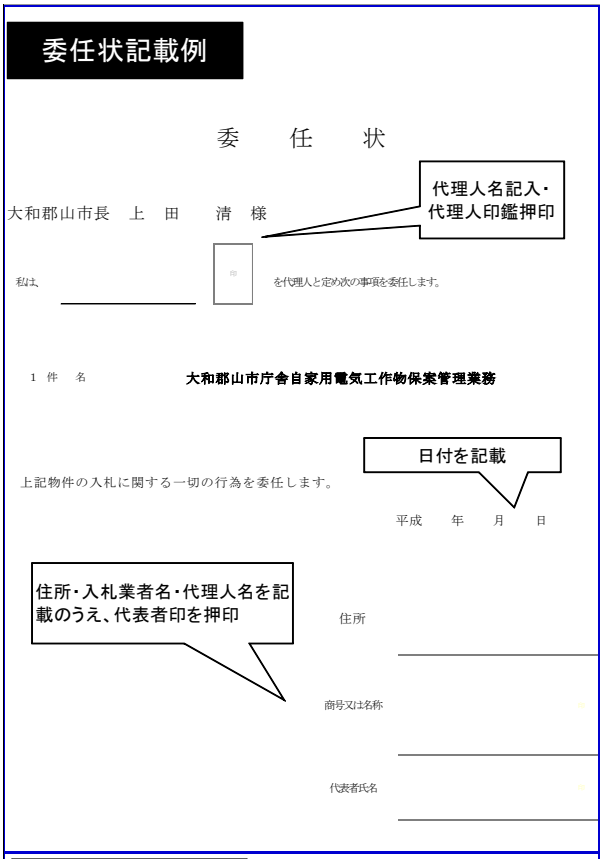

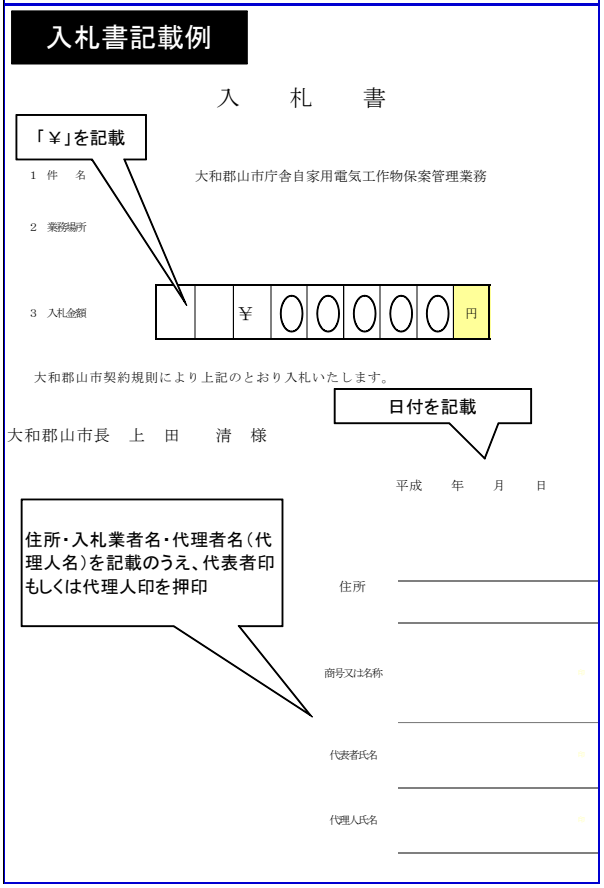

委　　任　　状

大和郡山市長　上　田　　清　様

私は、＿＿＿＿＿＿＿＿　印　を代理人と定め次の事項を委任します。

1　件　　名　　**大和郡山市庁舎自家用電気工作物保案管理業務**

上記物件の入札に関する一切の行為を委任します。

平成　　年　　月　　日

住所

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

商号又は名称　　印

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者氏名　　印

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

入　　札　　書

１　件　　名　　**大和郡山市庁舎自家用電気工作物保案管理業務**

３　業務場所

３　入札金額

								円

大和郡山市契約規則により上記のとおり入札いたします。

大和郡山市長　上　田　　清　様

平成　　年　　月　　日

住所

商号又は名称　　印

代表者氏名　　印

代理人氏名　　印

大和郡山市庁舎　自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書

１．業務委託の目的

当該業務は、電気事業法第４２条第1 項及び第４３条また同施行規則第５２条第２項の規定に基づき、電気工作物の保安管理業務を行うものである。

また、自家用電気工作物の保全確保を目的とし、経済産業省で定める技術基準に適合するように保持して事故を未然に防止するため高圧受変電設備及び負荷設備並びに発電設備の点検を行うものである。

２．保安管理業務の対象

保安管理業務の対象は次に掲げる電気工作物とする。

（１）事業所の名称　　大和郡山市庁舎

（２）事業所の所在地　　大和郡山市北郡山町２４８－４

（３）電気設備の概要

・需用設備

最大電力　　1150KVA　　受電電圧　　6600V

・非常用予備発電装置

発電設備容量　　150kVA　　発電電圧　　220V

変圧器 用途・容量			定格電流
受電用キュービクル（NO1 電灯用）	1Φ　200ｋVA	１台	952A
受電用キュービクル（NO1 動力用）	3Φ　300ｋVA	１台	825A
受電用キュービクル（冷凍機用）	3Φ　300ｋVA	１台	52A
第２キュービクル　（NO1 電灯用）	1Φ　100ｋVA	１台	476A
第２キュービクル　（NO1 動力用）	3Φ　100ｋVA	１台	275A
第２キュービクル　（非常用）	3Φ　150ｋVA	１台	412A

３．契約期間

平成２６年６月１日から平成２９年５月３０日まで

（地方自治法第２３４条の３に基づく長期継続契約とする）

４．託者の経営状況等

（１）経営の状況

受託者は、連続３年以上、中部近畿産業保安監督部長の外部委託承認を受けて、電気保安管理業務を営んでいること。

（２）労働災害保険等への加入

受託者は、予想される高電圧、高所作業等における労働災害事故に備えて労働災害保険等に加入していること。

（３）損害賠償の能力

受託者は、この契約の履行にあたって故意又は過失によって委託者又は、第三者に与える恐れがある損害(委託者又は第三者の感電、点検に伴う機器の損傷、停電による業務の障害等)に対して十分な賠償能力を有すること。

（４）事業への専念

受託者は電気保安管理業務に専念し、他の職業を有していないこと。（個人事業者：電気管理技術者）

受託者の保安業務担当者は電気保安管理業務に専念し、他に職務を兼務していないこと。(保安法人：保安業務担当者)(電気事業法施行規則第５２条の２第１号ホ及び第２号二)

５．委託の禁止

受託者は、契約の履行に際し、その一部又は全部を別の個人事業者（以下、電気管理技術者という。）又は電気保安法人に再委託してはならない。

ただし、受託者が、電気管理技術者であって、本人の急病等やむを得ない理由がある場合は、委託者が承認した場合に限り同等以上の資格、要件を満たす他の電気管理技術者に業務を再委託することができるものとする。

６．受託者の資格及び要件

本業務を受託する者は、次の資格要件のいずれも満たす者でなければならない。

（１)電気事業法施行規則第５２条の２第２号に規定する電気主任技術者の外部委託先の要件を全て満たしていること。

（２）受託者が法人の場合

電気事業法施行規則第５３条第２項第2号に定める保安業務担当者を定めることができる者であること

（３） 電気事故における対応及び体制

イ 受託者は電気事故等、緊急時の連絡体制について明確にし、24時間受付対応を行うこと、なお、留守番電話による対応は不可とする。(受託者は各事業場の対応事業所所在地一覧、２４時間受付体制表を提出すること。)

ロ 受託者は、連絡を受けてから2時間以内で当該事業場へ到着できる場所に主たる連絡場所を設けている体制であること。(受託者は各事業場の担当者の氏名、主たる連絡場所の住所及び交通手段、所要時間一覧を提出すること。

ハ 受託者は、風水害・雷害の被害が予測される場合には迅速な対応ができる体制であること。

（４）７及び８に定める業務内容を履行できる者であること。

（５）「保安業務担当者」は、必要に応じ他の「保安業務従事者」に保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。

（６）発注者は、事業場において保安管理業務を行う者と面接等を行い、その者が委託契約書に明記された「電気管理技術者」、又は、「保安業務担当者を含む保安業務従事者」（以下、「電気管理技術者等」という。）であることを確認する。

電気管理技術者等は、事業場における保安管理業務を行う際に、その身分を示す証明書により、自らが委託契約書に記された電気管理技術者等であることを発注者に対して提示し明らかにしなければならない。

ただし、緊急の場合は、この限りでない。

（７）電気管理技術者等は、必要に応じ補助者を同行させ、保安管理業務の実施を補助させることができる。

（８）受託者は、前各項で定める電気管理技術者等の氏名、生年月日、主任技術者免状の種類及び番号を、受託者の事業所への連絡方法とともに、任意の書面をもって委託者及び各事業場に知らせることとする。

なお、電気管理技術者等の変更を行う必要が生じた場合にあっても同様とする。

（９）電気事業法施行規則附則第3条及び4条に規定する者は、その規定されている事項について本条を適用しない。

７．保安管理業務の内容

（１）発注者が、受託者に委託する保安管理業務は、保安規程に基づき、次に掲げる業務を電気管理技術者等が自ら行うものとする。

イ 電気工作物の工事、維持及び運用が適正に行われるよう、助言又は協議を行うとともに、保安規程に基づき定期的な点検、測定及び試験を行い、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない、又は、適合しないおそれがある場合は修理・改善等を発注者に指示又は助言を行うこと。

ロ 事故発生時等には、次の（イ）～（二）までに掲げる処置を行うこと。

（イ）事故・故障の発生や発生するおそれの連絡を発注者又はその従業者から受けた場合は、電気管理技術者等が、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行うこと。

（ロ）電気管理技術者等が、事故・故障の状況に応じて、臨時点検を行う。

（ハ）事故・故障の原因が判明した場合は、電気管理技術者等が、同様の事故・故障を再発させないための対策について、発注者に指示 又は助言を行う。

（二）電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、電気管理技術者等が発注者に対し、事故報告するよう指示を行う。

ハ 法令に定める所管官庁の立入検査に立会うこと。

二 電気工作物の工事、維持及び運用に関する所管官庁への提出書類及び図面について、その作成及び手続きを指導すること。

ホ 電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査を行いこれに伴う必要な報告又は助書を行うこと。

ヘ 電気工作物の設置又は変更の工事について、発注者の通知を受けて、工事中の点検を行い、これに伴う必要な報告又は助言を行うこと。

ト「点検、試験の一部又は全部を実施しない電気工作物」は、発注者の意見を聞いた上で、発注者の負担により電気工事事業者又は電気機器製造者等に依頼して実施するものとする。

チ 技術業務及びその他の業務

二からへの業務について、別途料金が必要となる場合は発注者と協議の上、実施するものとする。

（2）点検種別

イ 月次点検・・…点検頻度隔月1回

（絶縁監視装置取付後、機能確認できるまで月１回点検すること）

ロ 年次点検・・…点検頻度毎年1回

ハ 臨時点検・・…必要の都度

二 工事中の点検…毎週1回

（3）月次点検を次のイからハまでに掲げる要件に従って行うこと。

イ 外観点検を、(イ)に掲げる項目について(ロ)に掲げる設備を対象として行う。

(イ)点検項目

(a)電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無

(b)電線と他物との離隔距離の適否

(c)機械器具、配線の取付け状態及び加熱の有無

(d)接地線等の保安装置の取付け状態

(ロ)対象設備等

(a)引込設備（区分開閉器、引込、支持物、ケーブル等）

(b)受電設備（断路器、電力用ヒューズ、遮断器、高圧負荷開閉器、変圧器、コンデンサ及びリアクトル、避雷器、計器用変成器、母線等）

(c)受・配電盤

(d)接地工事（接地線、保護管等）

(e)構造物（受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等）・配電設備

(f)発電設備（原動機、発電機、始動装置等）

(g)蓄電池設備

(h)負荷設備（配線、配線器具、低圧機器等）

ロ 次の(イ)及び(ロ)までに掲げる項目の確認のため、当該各項目に定める測定を行う。

(イ)電圧値の適否及び過負荷等

電圧、負荷電流測定

(ロ)低圧回路の絶縁状態

Ｂ種設置工事の接地線に流れる漏洩電流測定

ハ 発注者及びその従事者に、日常巡視において異常等がなかったか否かの問診を行い、異状があった場合電気管理技術者等の観点から点検を行う。

（４）絶縁監視装置等の設置

イ「主任技術者制度の解釈及び運用(原子力安全・保安院)」に適合する絶縁常時監視装置を発注者及び受託者と協議の上設置し、低圧使用設備全般について24時間絶縁状態を監視しなければならない。当該常時監視装置の設置（既設装置の撤去が必要な場合はその撤去も含む）及び保守費用については受託者が負担する。また、発注者は、当該絶縁常時監視装置を設置する場所の提供、電灯・電話配線等の既存施設の利用について便宜を図るものとする。

ロ 当該常時監視装置の設定値確認及び試験ボタンによる検知動作確認、設定値における誤差確認及び警報を自動伝送する場合の伝送試験を毎年１回以上実施するものとする。低圧電路の絶縁状況の適切な監視が可能な装置を有する需要設備については、警報発生時（警報動作電流（設定上限値50ミリアンペアとする。）以上の漏えい電流が発生している旨の警報（以下「漏えい警報」という。）を連続して５分間以上受信した場合又は５分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。以下同じ）に次の（イ）及び（ロ）に掲げる処置を行うこと。

(イ)電気管理技術者等が、警報発生の原因を調査し、適切な措置を行う。

(ロ)電気管理技術者等が、警報発生時の受信の記録を３年間保存する。

（５）年次点検の実施

年次点検を、月次点検に係る(３)の要件に加え、次のイ及びロに掲げる要件に従って行うこと。

イ １年に１回以上行う。ただし、信頼性が高く、かつ、下記(５)ロの各号と同等と認められる点検が１年に１回以上行われている機器については、停電により設備を停止状態にして行う点検を３年に１回以上とすることができる。

ロ 次の(イ)から(ホ)までに掲げる項目の確認その他必要に応じた測定・試験を行う。

(イ) 低圧電路の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令第５８条に規定された値以上であること並びに高圧電路が大地及び他の電路と絶縁されていること。

(ロ) 接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈第１９条に規定された値以下であること。

(ハ)保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動動作試験の結果が正常であること。

(ニ)非常用予備発電装置が商用電源停電時に自動的に起動し、送電後停止すること並び

に非常用予備発電装置の発電電圧及び発電電圧周波数（回転数）が正常であること。

(ホ)蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度等が正常であること。

（６）工事期間中は、上記(3)イに定める外観点検を行い、自家用電気工作物の施工状況及び技術基準への適合状況の確認を行うこと。

（７）前各項のほか電気工作物の工事、維持及び運用するに当たって、保安規程を遵守するために必要な助言又は協力を行うこと。

８．　適用法令及び中部近畿産業保安監督部長への申請、届出等

（１）適用法令等

契約の履行にあたって、次の関係法令等に基づいて業務を行うものとする。

イ　電気事業法

ロ　労働安全衛生法

（２）中部近畿産業保安監督部長への申請、届出等

イ　契約の履行上必要な中部近畿産業保安監督部長への申請、届出等の諸手続きは、受託者は発注者の要請を受けて速やかに行うものとする。なお、必要に応じて受託者は発注者に対し、電気事業法第１０７条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告の作成及び手続きに関する助言を行うこと。

ロ　前項の申請・届出を受託者が故意に遅延させたり虚偽の記載を行ったりした場合、発注者は契約を無条件で解約できるものとする。

９．　機械器具の保有

（１）受託者は、電気事業法施行規則第５２条第２項に定められた機械器具を有していること。

（２）受託者が業務に使用する測定機器は、国家基準を満たした試験用標準校正器を用い信頼できる、特定の校正責任者の元で校正・誤差試験を実施すること。

（３）前項の測定機器の校正・誤差試験の記録は発注者の求めがあったとき、直ちに直ちに開示すること。又、合格品は校正試験合格シールを添付し実施日を明示すること。

１０．　安全管理

（１）安全の確保

作業の実施にあたっては労働安全衛生法及び労働安全衛生規則、電気事業法等の関連法規を遵守し安全の確保に努めること。

（２）単独作業の禁止

高圧電路の停電、送電操作を伴う作業、高圧近接作業、又は高所作業を伴う場合は安全の確保のため監視者をおいて複数で作業を実施すること。

（３）防護具、保護具の使用

受託者は高圧近接作業を行う場合は適正な絶縁用防護具、絶縁用保護具を使用すること。そのために必要な適正な防護具、保護具を常備しなければならない。受託者は防護具、保護具の定期自主検査（６か月に１回以上）を実施し、その絶縁性能が維持されていること。又、自主点検の記録は発注者の求めがあったときに直ちに開示すること。

１１．　点検結果の報告

点検結果報告書は、発注者へ報告すること。

１２．　発注者受託者相互の協力及び義務

（１）発注者は、受託者が報告、助言した事項又は受託者と協議決定した事項については、速やかに必要な措置をとり、その意見を尊重するものとする。

（２）発注者は、点検、測定及び試験の業務に関する計画の策定及び実施について受託者に協力するものとする。

（３）受託者は、保安管理業務を誠実に行うこと。

１３．　発注者受託者相互の通知

（１）発注者は、次に掲げる場合は、その具体的内容を遅滞なく受託者に通知するものとする。

イ 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれがある場合。

ロ 絶縁監視装置等から警報を発した場合。

ハ 電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合及び施工する場合並びに工事が完了した場合。

二 平常時及び事故その他異常の際における電気工作物の運転操作についての方法を定める場合。

ホ 電気の保安に関する組織、責任分界点又は需要設備の使用区域を変更する場合。

ヘ 権利義務の承継があった場合。

ト 法令に定める所管官庁の立入検査を受ける場合。

チ 電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者(以下「従事者」という。)に対し、電気工作物の保安を確保することができる体制を整備し、又は変更する場合。

リ 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備し、又は変更する場合。

ヌ 従事者以外の者が高圧電気設備に接近して、作業を行う場合。

ル 代表者、事業揚名又は所在地名に変更があった場合。

ヲ 電気事業者等との契約電力に変更があった場合。

（２） 受託者は、次に掲げる事項を発注者に通知すること。

イ 発注者の執務時間内、時間外における受託者への連絡方法

ロ その他必要な事項

１４． 危険物のある場合等の通知

発注者は、爆発性、可燃性及びその他の危険物資等を発生し、貯蔵し又は取扱う場所並びに設備がある場所又はこれを変更する場合は、その危険の範囲等を具体的に遅滞なく受託者に通知するものとする。

１５． 実施日程等

（１）月別点検は、原則として、開庁日(点検月の１５日まで)の発注者の執務時間に実施するものとし、各事業場に実施予定日をあらかじめ通知するものとする。

（２）年次点検(停電)の場合は、閉庁日に実施するものし、年次点検(無停電)の場合は、開庁日に実施するものとするが、各事業場職員と事前に協議の上実施すること。また、電気事業者等の自家用需要家分岐開閉器の開閉操作を行う場合において、電気事業者等への手続きは、受託者が行うものとする。

１６． 事業場内の立入り等

受託者は、保安管理業務を行うため、発注者の許可を得て当該事業場内に立ち入ることができる。その際は、担当職員の指示に従うものとする。

１７．連絡責任者等

（１）発注者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視を行う者を定めるとともに、この業務の履行に関して受託者と連絡する連絡責任者を定め、その氏名、連絡方法を受託者に通知するものとする。需要設備の設備容量が６，０００キロボルトアンペア以上の場合、連絡責任者として第１種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有する者をあてるものとする。

（２）発注者は、前項の巡視を行う者又は連絡責任者に事故があった場合の業務の代理者を定め、その氏名、連絡方法を受託者に通知するものとする。

（３）発注者は、前各項に変更が生じた場合は、ただちに受託者に通知するものとする。

（４）発注者は、連絡責任者又は代理者を、受託者の行う保安管理業務に立会わせるものとする。

１８． 損害賠償の免責

受託者は、次のいずれかに該当する場合は、損害賠償の責めを負わないものとする。

（１）発注者が１２(１)についてその実施を怠りそれによって損害を生じた場合。

（２）発注者が、電気関係法令又はこの契約に違反した行為を行い、それによって損害を生

じた場合。

（３）発注者が、１３（１）イからへまで及び１４による通知を怠り、それによって損害を生じた場合。

（４）天災地変、自然劣化、原因不明等欠陥の発見が困難な場合並びにその他受託者の責めとならない事由により損害を生じた場合。

１９．書類、図面、備品等の整備

発注者は、受託者の意見を聞いて発注者の負担において、次に掲げる電気工作物の保安管理に必要な書類、図面及び備品等の整備に努めるものとする。

（１）設計図、単線結線図、電気設備等の構内図、高圧機械器具配置図低圧配線図、仕様書、取扱説明書及び設備台帳等

（２）測定器具類、工具、材料、予備品及び消耗品等

２０．　記録の保存

発注者は、保安管理業務の結果について電気管理技術者等から次の記録等の報告を受け、その記録等（当該業務を実施した電気管理技術者等の氏名を含む）を確認し３年間保存する。また、受託者においても原則として３年間保存することとする。

イ　点検、測定及び試験の記録

ロ　電気事故に関する記録

２１．　契約の失効及び解除

（１）事業所の電気工作物が次のいずれかに該当する場合は、この契約は失効するものとする。

イ　電気工作物が廃止された場合

ロ　受託者が電気事業法施行規則第５２条第２項で定める外部委託先の承認が得られない場合

ハ　電気事業法施行規則第５３条第５項に該当する場合

ニ　一般用電気工作物となった場合

ホ　受電電圧が７，０００ボルト超過となった場合

ヘ　発電所出力が、１，０００キロワット以上となった場合

ト　配電線路の電圧が、６００ボルト超過になった場合

（２）受託者は、次のいずれかに該当する場合は、絶縁監視装置の設置に係る契約のみを解除することができるものとする。

イ　絶縁監視装置の設置が不適当な電気工作物となった場合

ロ　発注者の電気工作物が未改修により絶縁不良が継続する等、絶縁監視装置による監視が不能となった場合

２２．　電気工作物以外の施設に対する改修等

（１）保安業務を実施するための通路又は作業床の状態が悪く、検査員の安全が確保されないと認められる施設(以下「不安全施設」という。)がある場合は、発注者、受託者協議の上、速やかに改修すること。

（２）前項の不安全施設の改修に要する費用は、発注者が負担するものとする。

（３）受託者は発注者と協議し、不安全施設が改修されるまでは、当該電気工作物の点検、測定及び試験を実施しないことがある。

２３．　絶縁監視装置の撤去

受託者は、次のいずれかに該当する場合は、絶縁監視装置を撤去することができる。ただし、同装置を設置している場合に限り、撤去費用は受託者が負担するものとする。

（１）絶縁監視装置を設置する契約を解除した場合

（２）契約が失効した場合

２４．　機密の保持

受託者は、業務上知り得た発注者の機密を他に漏らさないこと。

２５．　個人情報について

この業務上取得した個人情報は、発注者の委託を受けて行う自家用電気工作物の保安管理業務に関する業務以外には利用しないものとする。

２６．点検、試験業務の一部又は全部を実施しない電気工作物電気管理技術者等は保安規程に基づき保安管理業務を自ら実施する。ただし、次の(１)から(４)に掲げる自家用電気工作物であって、電気管理技術者等の 監督の下で点検が行われ、かつ、その記録が電気管理技術者等により確認されているものに係る保安管理業務についてはこの限りではない。

（１）設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物、例えば

(a)建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項の規定に基づき一級建築士等の検査を要する建築設備

(b)消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は、特殊消防用設備等

(c)労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械

(d)機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医

療用機器、オートメーション化された工作機械群等

(e) 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）

（２）設置場所の特殊性のため、電気管理技術者等が点検を行うことが困難な自家用電気工作物、例えば

(a) 立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）

(b) 情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、金庫室、電算室等）

(d) 機密管理のため立入が制限される場所（独居房等）

(e) 立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）

（３）事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物

（４）発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

２７． その他

（１）電気事業法施行規則第５２条、第５２条の２、第５３条、平成１５年７月1日付経済産業省告示第２４９号（改正 平成１８年１２月２６日経済産業省告示３６２号）「主任技術者制度の解釈及び運用」(内規)(経済産業省原子力安全・保安院)及び各種関係法令に示されている事項を遵守すること。

（２）受託者は、省エネルギーに関する検討を行い、有効と判断される場合は発注者に対して提案すること。

（３）代金の請求及び支払い

① 本業務の支払は毎月行うものとする。

② 発注者は、受託者から請求があったときは、適正な支払請求書を受理した日から３０日以内に代金を支払わなければならない。

③ 受託者は請求に消費税及び地方消費税に相当する金額に～円未満の端数があるときはその端数を切り捨てとする。

（４）履行遅延の場合における損害金等

① 受託者の責に帰すべき事由により期限内に履行できない場合においては、発注者は、損害金の支払を受託者に講求することができる。

② 上記の損害金の額は、委託代金額から出来高部分に相応する委託代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ年2.9%の割合で計算した額とする。

③ 発注者の責に帰すべき事由により、委託代金の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.9%の割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（５）権利義務の譲渡等

受託者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときはこの限りでない。

（６）当契約は36ヶ月の長期継続契約とし、発注者は、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額及び削除があった場合は契約解除することができるものとする。この場合において、受託者はそれによる費用の発生を一切発注者に請求することはできないものとする。